

環廃産発第 13032911 号
平成 25 年 3 月 29 日

各都道府県・各政令市廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長

「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」（平成 24 年 4 月 3 日閣議決定）において平成 24 年度に講ずることとされた措置（廃棄物処理法の適用関係）について（通知）

廃棄物行政の推進については、かねてから御尽力いただいているところである。

さて、「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」（平成 24 年 4 月 3 日閣議決定）においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）の適用に関して、バイオマス発電燃料に関して廃棄物か否か判断する際の輸送費の取扱い等を明確化すべく平成 24 年度に検討し結論を得ることとされたところであるが、これを受け、今般、下記のとおり解釈の明確化を図り、「『規制改革・民間開放推進 3 か年計画（平成 16 年 3 月 19 日閣議決定）』において平成 16 年度中に講ずることとされた措置（廃棄物処理法の適用関係）について」（平成 17 年 3 月 25 日付け環廃産発第 050325002 号本職通知）を一部改正することとしたので通知する。貴職におかれては、下記の事項に留意の上、その運用に遺漏なきを期されたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

- 1 本通知は、排出時点で産業廃棄物と判断された物について、当該産業廃棄物を再生利用又はエネルギー源（発電燃料、ガス化の原料等）として利用するために有償で譲り受ける事業者等が占有者となった時点以降の法上の取扱いを明確化するためである。

- 2 「『規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）』において平成16年度中に講ずることとされた措置（廃棄物処理法の適用関係）について」（平成17年3月25日付け環廃産発第050325002号本職通知）の第四を次のように改める。

第四 「廃棄物」か否か判断する際の輸送費の取扱い等の明確化

- 1 産業廃棄物の占有者（排出事業者等）がその産業廃棄物を、再生利用又は電気、熱若しくはガスのエネルギー源として利用するために有償で譲り受ける者へ引渡す場合においては、引渡し側が輸送費を負担し、当該輸送費が売却代金を上回る場合等当該産業廃棄物の引渡しに係る事業全体において引渡し側に経済的損失が生じている場合であっても、少なくとも、再生利用又はエネルギー源として利用するために有償で譲り受ける者が占有者となった時点以降については、廃棄物に該当しないと判断しても差し支えないこと。
- 2 上記1の場合において廃棄物に該当しないと判断するに当たっては、有償譲渡を偽装した脱法的な行為を防止するため、「行政処分の指針」（平成25年3月29日付け環廃産発第1303299号本職通知）第一の4の(2)において示した各種判断要素を総合的に勘案する必要があるが、その際には、次の点にも留意する必要があること。
 - (1) 再生利用にあつては、再生利用をするために有償で譲り受ける者による当該再生利用が製造事業として確立・継続しており、売却実績がある製品の原材料の一部として利用するものであること。
 - (2) エネルギー源としての利用にあつては、エネルギー源として利用するために有償で譲り受ける者による当該利用が、発電事業、熱供給事業又はガス供給事業として確立・継続しており、売却実績がある電気、熱又はガスのエネルギー源の一部として利用するものであること。
 - (3) 再生利用又はエネルギー源として利用するための技術を有する者が限られている、又は事業活動全体としては系列会社との取引を行うことが利益となる等の理由により遠隔地に輸送する等、譲渡先の選定に合理的な理由が認められること。
- 3 なお、廃棄物該当性の判断については、上述の「行政処分の指針」第一の4の(2)の②において示したとおり、法の規制の対象となる行為ごとにその着手時点における客観的状況から判断されたいこと。